



目 次

1. 手 帳

	頁
(1) 身体障害者手帳	2
(2) 療育手帳	3
(3) 精神障害者保健福祉手帳	5
(4) 手帳交付の流れ	6

2. 手当・年金

(1) 在宅重度心身障害者手当（市の制度）	7
(2) 特別障害者手当（国の制度）	7
(3) 障害児福祉手当（国の制度）	8
(4) 経過措置による福祉手当（国の制度）	8
(5) 心身障害者扶養共済制度（県の制度）	10
(6) 特別児童扶養手当（国の制度）	12
(7) 児童扶養手当（国の制度）	12
(8) 年金制度（国の制度）	14
① 障害基礎年金	14
② 特別障害給付金	15
③ 障害厚生年金、障害手当金	15

3. 医 療

(1) 自立支援医療	16
① 精神通院医療	16
② 更生医療	16
③ 育成医療	17
(2) 重度心身障害者医療費助成制度	19

4. 相談窓口

(1) 本庄市役所障害福祉課	21
(2) 障害者相談支援事業所	21
(3) 本庄市障害者相談員	22
(4) 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	23
(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員	23
(6) 本庄市社会福祉協議会	23
(7) 埼玉県本庄保健所	23
(8) 埼玉県児童相談所	24
(9) 埼玉県のその他機関	24

5. 福祉用具の支援

(1) 補装具費の支給制度（自立支援給付）	25
(2) 日常生活用具の給付・貸与（地域生活支援事業）	26
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	26
(4) 難聴児補聴器購入費の補助	27
(5) 車いすの貸出	27

6. 暮らしの支援

(1) 障害者総合支援法によるサービス	28
① 自立支援システム全体像	28
② サービスの対象者	29
③ 障害福祉サービス等の内容	29
④ サービス利用の流れ	32
⑤ 利用者負担	34
1 利用者負担に関する配慮措置	34
2 利用者負担のしくみ	35
⑥ 受給者証	37
(2) 児童福祉法によるサービス	38
① サービスの内容	38
② サービス利用の流れ	38
③ 利用者負担	39
④ 受給者証	41
(3) 児童発達支援等自己負担金の補助	41
○ 本庄市多子世帯児童発達支援等利用負担額補助金	41
(4) 移動支援、一時預かり等のサービス	42
① 障害者（児）移動支援事業（地域生活支援事業）	42
② 障害者（児）日中一時支援事業（地域生活支援事業）	43
③ 障害児（者）生活サポート事業	45
(5) 在宅支援	47
① 身体障害者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）	47
② 福祉電話	48
③ 車いす仕様車の貸出	48
④ 生活福祉資金等の貸付（埼玉県福祉資金）	49
(6) 意思疎通支援	50
① 手話通訳者の派遣（地域生活支援事業）	50
② 要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）	50
③ 手話奉仕員養成講座の開催（地域生活支援事業）	51
(7) 社会参加支援	52
① 福祉タクシー利用券の交付（地域生活支援事業）	52
② 自動車等燃料費の助成（地域生活支援事業）	52
③ 身体障害者自動車改造費の補助（地域生活支援事業）	53
④ 身体障害者自動車運転免許取得費の補助（地域生活支援事業）	54

目次

⑤ 身体障害者自動車運転免許の無料教習	55
⑥ 運転適性相談	55
⑦ 身体障害者補助犬の給付	56
⑧ 点字・声の広報等発行・配付（地域生活支援事業）	57
⑨ 点字図書等の閲覧貸出	57
⑩ 点字による投票	57
⑪ 郵便等による不在者投票	58
⑫ 障害者レクリエーション活動（地域生活支援事業）	59
⑬ 障害者地域活動支援センター（地域生活支援事業）	59
(8) 住まい	61
① 住宅改修費の支給	61
② 重度障害者居宅改善整備費の補助	61
③ 県営住宅の特例申込み・家賃減額	62
④ 市営住宅の優先登録	62
⑤ 単身者の市営住宅、県営住宅の入居申込み	63
(9) 障害者の権利擁護	64
① あんしんサポートネット（福祉サービスの利用援助）	64
② 成年後見制度	64
③ 権利擁護センター	66
④ 虐待防止センター	67
⑤ 虐待通報ダイヤル	67
(10) 防災・緊急時	68
① ファックス119番通報システム	68
② メール・ファックス110番	73
③ 防災行政無線メール・ファックス送信サービス	73
④ ヘルプカード	75
⑤ 本庄市災害時要援護者避難支援制度	75
⑥ 福祉避難所	76

7. 税金・公共料金の減免など

(1) 税金の控除、減免等	78
① 所得税・住民税（障害者控除等）	78
② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	79
③ 軽自動車税（市税）の減免	80
④ 各種税金に関するお問い合わせ窓口	82
(2) 交通機関の料金割引等	84
① 有料道路の割引	84
② JR運賃の割引	85
③ JR以外の私鉄運賃の割引	86
④ バス運賃の割引	86
⑤ タクシー運賃の割引	86
⑥ 国内航空運賃の割引	86
⑦ 駐車禁止規制の適用除外	87

目次

(3) その他減免、割引等	89
① NHK放送受信料の免除	89
② 点字郵便物等の無料扱い	90
③ 携帯電話基本料金等の割引	90
④ 電話番号の無料番号案内	90
⑤ 「湯かっこ」使用料の減額・免除	91
⑥ 「つきみ荘」利用料の減免	91

8. 就労支援

(1) 児玉郡市障がい者就労支援センター	93
(2) 障害者就業・生活支援センターこだま	94
(3) 公共職業安定所（ハローワーク）	95
(4) 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	95
(5) 職業訓練	96
① 職業訓練施設	96
② 職親のもとでの職業訓練	97

9. 子どもの相談・発達支援

(1) 障害のある子どもの相談窓口	98
① 本庄市保健センター	98
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	98
③ 教育相談	98
④ 地域生活の相談	99
⑤ 埼玉県本庄保健所	99
⑥ 埼玉県児童相談所	99
(2) 発達支援	100
① 健康診査・各種相談など	100
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	100
③ 障害児等療育支援事業	100
④ 地域療育センター	101
⑤ 埼玉県発達障害総合支援センター	101

10. 資 料

別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表	1
別表2 身体障害者程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）	102
別表3 日常生活用具一覧表	108
別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表	116
別表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）	118

別表 1

障害者手帳の等級及び程度別施策早見表

項目	手当・年金						医療			福祉用具		暮らし						税金・公共料金											
問合せ先	市民課	子育て支援課		障害福祉課			障害福祉課		保険課	障害福祉課		障害福祉課						各実施機関窓口(障害福祉課で証明を受けるものがあります。)											
施策名	障害年金	児童扶養手当	特別児童扶養手当	心在身重度障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	扶心養共済制度	後期高齢者医療	更生医療	医療費助成	重度心身障害者	障害福祉サービス	補装具費の支給	給付・貸与	福祉助成	自動車等燃料費	自動車改造費補助	運転免許取得費用	住宅改修費の支給	支給	控除所得税・住民税の	取得税の減免	(軽)自動車税の	有料道路料金割引	公共交通運賃割引	NHK受信料減免	料携帯電話基本使用	案内NTT無料番号	
		(P.14)	(P.12)	(P.12)	(P.7)	(P.7)	(P.8)	(P.10)	(P.16)	(P.19)	(P.25)	(P.26)	(P.29)	(P.52)	(P.52)	(P.53)	(P.54)	(P.61)	(P.61)	(P.78)	(P.79)	(P.84)	(P.85)	(P.89)	(P.90)	(P.90)			
概要	う病気になつた方へ生活や仕事等が制限されるよ	の父又は母と一定の障害がある子に対する支給	い満精神の方又は母と一定の障害がある子に対する支給	止く入在重度障害者手当	20歳以上で施設入所者を除く	20歳未満で、重度の障害者扶養する家族に年金を支給	長期入院者を除く	障害者扶養のための介護を受ける者へ5千円/月を支給	扶養のための介護を受ける者へ5千円/月を支給	扶養のための介護を受ける者へ5千円/月を支給	扶養のための介護を受ける者へ5千円/月を支給	扶養のための介護を受ける者へ5千円/月を支給	*義足、車椅子等の費用を支給。	*要事前申請	給付・貸与	後宅介護、短期入所、就労継続支援、放課後等デイサービス等	設初乗り料金を除く	自己所有車を自ら運転する場合に、改造費を自己所有車を自ら運転する場合に、改造費を支給。	*運転免許取得費用の一部を支給	*要事前申請	居室、便所、浴室等居宅の一部を改造する場合に費用を支給	C、普通車、精神障害者控除	A、特別車、精神障害者控除	の身体障害者等のために使用される自動車の身体障害者等のために使用される自動車	21有料道路の利用料を割引。	引公共交通機関を利用する場合の運賃が割引公共交通機関を利用する場合の運賃が割引	的半額免除	①A、特別車、精神障害者控除	視覚、肢体力能登録
身体障害者	△	△	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		
知的障害者	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
精神障害者	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△		

* ○…該当 △…障害の内容により該当

■自動車税：障害区分証明書が必要な方は、手帳を持参し障害福祉課へ

■NTT無料番号案内「TEL:0120-104-174 FAX:0120-000-104」まで

■NTT黒糸留写真内「高音セイ、ふれあい写真内」TEL.0120-104-174 FAX.0120-888-104】まで

■発行・お問い合わせ先

○本庄市役所 障害福祉課

○本庄市役所 障害福祉課
○児玉総合支所 支所市民福祉課福祉係

TEL 0495-25-1125 FAX 0495-23-1963

TEL 0495-71-5889 FAX 0495-72-1630

(注)この表は目安です。該当しない場合もありますので、詳しいことは問い合わせ先へご相談ください。